

別表六（二十八）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第 42 条の 12 の 5 第 2 項《給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合（令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において同項の規定の適用を受ける場合に限り）に記載します。
- 2 「教育訓練費の額 8」及び「教育訓練費の額 35」の各欄は、措置法令第 27 条の 12 の 4 の 2 第 15 項《給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除》に規定する教育訓練費の額を記載します。
- 3 「前事業年度又は前連結事業年度 27」の月数が 6 月に満たない場合（その月数が措置法第 42 条の 12 の 5 第 3 項第 4 号に規定する適用年度の月数に満たない場合に限り）には、措置法令第 27 条の 12 の 4 の 2 第 6 項第 2 号イに規定する前一年事業年度等（同号イの前事業年度を除きます。）の損金の額に算入される給与等（措置法第 42 条の 12 の 5 第 3 項第 3 号に規定する給与等をいいます。以下同じです。）の支給額、措置法第 42 条の 12 の 5 第 3 項第 4 号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額又は措置法令第 27 条の 12 の 4 の 2 第 5 項第 2 号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除きます。）の損金の額に算入される給与等の支給額、措置法第 42 条の 12 の 5 第 3 項第 4 号に規定する他の者から支払を

受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額を「28」から「30」までの各欄の上段にそれぞれ外書として記載します。この場合において、

「 $\frac{\text{適用年度の月数}}{\text{27 の前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$ 31」中「27」の前事業年

度又は前連結事業年度の月数」とあるのは「前一年事業年度等の月数の合計数又は連結事業年度等の月数の合計数」と、「比較雇用者給与等支給額 32」中「(28) - (29) + (30)」とあるのは「((28) + (28 の外書)) - ((29) + (29 の外書)) + ((30) + (30 の外書))」と、「調整比較雇用者給与等支給額 33」中「(28) - (29)」とあるのは「((28) + (28 の外書)) - ((29) + (29 の外書))」として計算します。

- 4 措置法令第 27 条の 12 の 4 の 2 第 20 項において準用する同条第 7 項又は第 9 項の規定の適用を受ける場合における「比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、次によります。

- (1) 「比較雇用者給与等支給額 32」には、措置法第 42 条の 12 の 5 第 3 項第 11 号に規定する比較雇用者給与等支給額を記載します。
- (2) 「調整比較雇用者給与等支給額 33」には、措置法令第 27 条の 12 の 4 の 2 第 21 項(第 2 号に係る部分に限ります。)の規定により計算した措置法第 42 条の 12 の 5 第 3 項第 4 号ロに掲げる金額を記載します。